

浅口市土地開発公社分譲地販売促進助成金について

〔趣 旨〕

浅口市土地開発公社所有の分譲地の販売を促進するため、公社所有の分譲地に住宅を建築し定住する者に対し、浅口市土地開発公社分譲地販売促進助成金を交付する。

〔対象要件〕

1. 定住する意思のある者で、平成31年1月1日から平成33年12月31日までに公社から分譲地を購入し、かつ、当該購入成約日後1年以内に自らの用に供する住宅の建築に着工したものであること。
2. 定住する助成対象者及び同一世帯の者全員に、従前の居住地における市町村民税の滞納がないこと。
3. 建築した住宅の所有者で、かつ、当該物件（土地及び建物）に係る固定資産税の納税義務者であること。
4. 過去にこの要綱に基づく助成金を受けていないこと。

〔助成金の額〕

30万円

〔助成金の交付〕

助成金の交付を受けようとする者は、住宅が完成した後、助成金交付申請書に次の書類を添えて提出すること。

- (1) 住民票（分譲地に住所を定めた記載があり、世帯全員の記載があるもの）
- (2) 市町村民税完納証明書
- (3) その他理事長が特に必要と認める書類

〔その他〕

詳細は下記までお問合せください。

【お問い合わせ先】

〒719-0295

浅口市鴨方町六条院中 3050 番地

浅口市土地開発公社

TEL 0865-44-9018（直通）

担当：和田 佐藤

〔交付スケジュール〕

住宅が完成後，助成金交付申請書の提出。（助成対象者→公社）



助成金交決定通知書による通知（公社→助成対象者）



助成金請求書の提出（助成対象者→公社）



助成金の支払い（公社→助成対象者）

★お気軽にお問い合わせ下さい★

様式等につきましては浅口市土地
開発公社 HP をご覧ください✽